平成 26 年 1 月 10 日

# 関係条文等

# 目 次

<ul><li>◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)(抄)</li></ul>	2
<ul><li>◎児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成 14 年 12 月 25 日 雇児発第 1225008 号 各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通知)(抄)</li></ul>	. 5
◎保育所保育指針解説書(平成 20 年 4 月)(抄)	11
◎建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)(抄)	13
◎建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)(抄)	14
◎医療法施行規則(昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号)(抄)	21
◎特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省 令第 46 号)(抄)	23
<ul><li>◎認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成 13 年 3 月 29 日 雇児 発第 177 号 各都道府県・指定都市・中核市市長宛 厚生労働省雇用均等・児 童家庭局長通知)(抄)</li></ul>	26
◎認可保育所と認可外保育施設の設置基準等について	36

# ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)(抄)

#### (児童福祉施設と非常災害)

- 第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不 断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを 行わなければならない。

#### (設備の基準)

- 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、 医務室、調理室及び便所を設けること。
  - 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
  - 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
  - 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
  - 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
  - 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、 屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
  - 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の口からチまでの要件に該当するものであること。
    - イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火 建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除 く。)であること。
    - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分		施設又は設備
二階	常用	1	屋内階段
		2	屋外階段
	避難用	1	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二

	1	T		
		十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階		
		段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、		
		建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バ		
		ルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項		
		第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)		
		2 待避上有効なバルコニー		
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾		
		斜路又はこれに準ずる設備		
		4 屋外階段		
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各		
		号に規定する構造の屋内階段		
		2 屋外階段		
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各		
		号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合におい		
		ては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限		
		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡するこ		
		ととし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすも		
		のとする。)		
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又		
		はこれに準ずる設備		
		3 屋外階段		
四階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各		
以上		号に規定する構造の屋内階段		
		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の		
		屋外階段		
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋		
		外階段		
	•			

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- 二 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

◎児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成 14 年 12 月 25 日 雇児発第 1225008 号 各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(抄)

児童福祉施設の整備充実については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、今般、別紙のとおり児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年12月25日厚生労働省令第168号)が公布され、平成15年1月1日より施行されることとなったところである。

保育所の設置基準については、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(昭和43年児発第19号厚生省児童家庭局長通知)により行われているところであるが、今般の省令改正に伴い、同通知を廃止し、新たに下記のとおり定め、平成15年1月1日から適用することとしたので、御留意の上、関係方面への周知方御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 規定する技術的な助言である。

記

## 第1 改正の要点及び趣旨

- 1 保育所の整備に当たっては、昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしているところであるが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、保育所の設備基準を改正することとしたこと。
- 2 今回の改正は、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、 保育所設置に係る多様な選択肢を認めるものであること。

#### 第2 保育所の設備基準について(最低基準第32条第8号)

#### 1 総則

- (1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を1階に 設ける場合については、従前と変わりないこと。
- (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の 関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保 育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層 の向上に努めるとともに、最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協 力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数 にかかわらず、最低基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必 要な進入防止措置を講じるよう努めること。

- (3)保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。
- (4)保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2 方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるとき における当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

# 2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

### (1) イについて

保育所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号口に規定する準耐火建築物によることは認められないこと。

#### (2) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜 路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ)(ア)の<u>避難用の屋内階段は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338</u> 号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければな らないこと。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第 2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要がある こと。

- (ウ)(イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。
  - ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部 を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
  - ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、そ の下地を不燃材料で造ること。
  - ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112 条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。
- (エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する 法律等の施行について」(平成5年住持発第225号・住街発第94号建設省 建築指導課長、市街地建築課長通知)等を踏まえ、次の要件を満たす構造とす る必要があること。
  - ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。

- ・バルコニーは十分に外気に開放すること。
- ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は 準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね 1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

- (オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。
- (カ)屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。
- (キ)屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。
- (ク)屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、 踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避 難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

#### (3) へについて

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。

- 3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。
  - (1) ロについて
    - (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける 必要があること。

また、<u>避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設</u>備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

- (イ)(ア)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号 又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、<u>避難用</u> の屋内階段については、2の(2)(イ)及び(ウ)と同様であること。
- (ウ)屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、 乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

#### (2) ハについて

- (ア)階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段附近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。
- (イ)保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。
- (ウ) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、 手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

#### (3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育 所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した 自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設け なくてもよいこと。この場合、最低基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊 び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区 画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定に よること。

- (イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号) 第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動 式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭 和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動 消火装置等とすること。
- (ウ)(ア)の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象 火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14 年総務省令第24号)第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例(例)について」(昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知)に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けることとすること。

- ・レンジ用簡易自動消火装置(「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の 基準について」(平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知)参照)
- ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)
- ・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)

- ・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)
- (エ)強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。
- (オ) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規 定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。
- (カ)暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該 部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。
- (4) ホについて

保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしなければならないこと。

- (5) へについて
  - 2の(3)と同様であること。
- (6) トについて
  - (ア) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。
  - (イ) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りる こと。
- (7) チについて

保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性の ものに対しては、薬品による防炎処理を施すこと。

- 4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。 (1) ロについて
  - (ア) 階段については、<u>常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける</u> 必要があること。

また、避難用の階段として、屋外階段を1以上設ける必要があること。

- (イ)(ア)の階段は、<u>屋内階段の場合は建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同令同条第2項各</u>号に規定する構造としなければならないこと。
- (2) ハからチまでについて
  - 3の(2)から(7)までと同様であること。
- 5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、最低基準第32条第6号の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。
- (1)保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - (ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に 際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - (イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - (ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - (エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - (オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
  - (カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備について も配慮すること。
  - (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

#### 6 その他

- (1)積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。
- (2)人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあっては、最低基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。
- (3) 既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所を設けようとする場合に あっては、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出 が必要であること。

## 別紙 略

# ◎保育所保育指針解説書(平成20年4月)(抄)

#### 第5章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章(総則)、第3章(保育の内容)等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育における基本となります。そのためには、一人一人の子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図り、危険な状態の回避等に努めなければなりません。保育は、「健康と安全」を欠いては成立しないことを、施設長の責務のもとに全職員が共通して認識することが必要です。

また、保育所は、子どもが集団で生活する場であり、保育における「健康と安全」は、 一人一人の子どもに加えて、集団の子どもの「健康と安全」から成り立っているといえ ます。

子どもの「健康と安全」は、大人の責任において守らなければなりませんが、子ども 自らが、健康と安全に関する知識と技術を身につけていくことも大切です。特に、保育 における子どもの「健康と安全」は、疾病異常や傷害への対応だけでなく、子どもの心 身の健康増進と健やかな生活の確立を目指す視点からの積極的な実践が求められます。

#### 2 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### (2) 事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の 安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家 庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部 からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対 応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

#### ①日常の安全管理(セーフティマネジメント)

子どもの環境の安全は、重要な課題です。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、 玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項 目や点検日及び点検者を定めることが必要です。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、必要に応じて専門技術者による定期点検を実施します。

子どもが日常的に利用する散歩経路や公園等についても、異常や危険性がないか、工

事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけ、その情報を全職員で共有します。

# ②災害への備えと避難訓練

火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練計画、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図るとともに、定期的な避難訓練を実施することが求められます。

避難訓練は、消防署をはじめ、近隣の地域住民、そして家庭との連携の下に行うこと が必要です。また、災害時に保育所が地域の避難所となることもあり、地域との連携は たいへん重要です。

# ③事故防止マニュアルの整備と事故予防

事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて、事故防止マニュアルを作成し、その周知を図る必要があります。

- ○日常的な事故予防:あと一歩で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハッとした 出来事(インシデント)を記録し分析して、事故予防対策に活用することが望まれま す。
- ○子どもの発達との関係:事故は、乳幼児の発達の特性と密接な関わりを持って発生することが多く、保育士等は、子どもの発達特性と事故との関わりを理解することが望まれます。
- ○保育の体制:子どもの動静については、常に全員の子どもを把握するようにします。 観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密にする必要があります。午睡を含め て、子どもの安全の観察に当たっては、一人一人を確実に観察することが大切です。
- ○事故が生じた場合:必要に応じて迅速に応急処置、救急蘇生を行うとともに、緊急度 に応じて救急車の手配、保護者及び嘱託医への連絡等を行わなければなりません。
- ○保護者への説明:緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、 改めて具体的に説明することが必要です。

#### ④ 危機管理

不審者の侵入や火災、地震、重大事故や食中毒の発生等、子どもに大きな影響を及ぼす恐れのある事態に至った際の危機管理についても、日常的に検討しておく必要があります。保育所内で緊急事態が発生した際には、子どもの安全に留意し適切に対処します。

緊急事態発生後の精神保健への配慮:緊急事態の際には、保育士等は子どもたちが不安にならないよう冷静に振る舞うことが大切です。また、保護者に対しても冷静に対応することを忘れてはなりません。

子どもたちが緊急事態を目前に体験した場合は、強い恐怖感、不安感を抱き、情緒的に不安定になることが見られます(心的外傷後ストレス障害:PTSD)。必要に応じて、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと家族への精神保健面への配慮をします。

# ◎建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) (抄)

(用語の定義)

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
  - 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十七条第一項において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
  - 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
    - イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
      - (1) 耐火構造であること。
      - (2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
        - (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測 される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
        - (i i) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が 終了するまで耐えること。
    - ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める 防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために 防火設備に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合す るもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定 を受けたものに限る。)を有すること。
  - 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又は口のいずれかに該当し、 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号口に規定する防火設備を有するも のをいう。
    - イ 主要構造部を準耐火構造としたもの
    - ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能 を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める 技術的基準に適合するもの

# ◎建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)(抄)

(階段に代わる傾斜路)

- 第二十六条 階段に代わる傾斜路は、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 勾配は、八分の一をこえないこと。
  - 二 表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。
- 2 前三条の規定(けあげ及び踏面に関する部分を除く。)は、前項の傾斜路に準用する。

#### (防火区画)

- 第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)の合計千五百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。
  - 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他 これらに類する用途に供する建築物の部分
  - 二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)で第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐 火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの
- 2 法第二十七条第二項、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項の規定により準耐火建築物とした建築物(第百九条の三第二号又は第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。)で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
- 3 法第二十一条第一項ただし書の規定により第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第二十七条第一項ただし書の規定により第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の二第一項の規

定により第百九条の三第二号若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

- 4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井(天井のない場合においては、屋根。第六項、第七項及び第九項において同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、適用しない。
  - 一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
  - 二 第一項第二号に掲げる建築物の部分
- 5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の 床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。
- 6 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。次項において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 7 第五項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 8 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第五項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。
- 9 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分(住戸の階数が二以上であるものに限る。)、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)については、当該部分(当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分)とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニ

- ーその他これらに類する部分を除く。)とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条 第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。
- 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の 部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不 燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
- 二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若 しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方 メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の 昇降路の部分その他これらに類する部分
- 10 第一項から第四項までの規定による第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる 基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第二項に規定する防火上主要な間仕切壁 を除く。)若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若し くは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の 床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備に接する外壁につ いては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分 を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突 出した準耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮 られている場合においては、この限りでない。
- 11 前項の規定によって準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合 においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければ ならない。
- 12 建築物の一部が法第二十四条各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。
- 13 建築物の一部が法第二十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
- 14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備 及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号 の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める構造のものとしなければならない。
  - 一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は 第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に 掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は 国土交通大臣の認定を受けたもの
    - **イ** 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

- ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。
- ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
- 二 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、 自動的に閉鎖又は作動をするものであること。
- 二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
  - **イ** 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。
  - ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした 状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に 閉鎖又は作動をするものであること。
- 15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの(以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。)を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
- 1 6 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。
  - 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動 的に閉鎖するものであること。
  - 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

#### (避難階段の設置)

第百二十二条 建築物の五階以上の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不 燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下 である場合を除く。)又は地下二階以下の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下二階以下の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。)で床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。)で区画されている場合においては、この限りでない。

- 2 三階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる二以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段 又は特別避難階段としなければならない。
- 3 前項の直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその一以上を、十五階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。

## (避難階段及び特別避難階段の構造)

- 第百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。
  - 一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
  - 二 階段室の天井(天井のない場合にあつては、屋根。第三項第三号において同じ。) 及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料 で造ること。
  - 三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
  - 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
  - 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々一平方 メートル以内とし、かつ、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし 戸であるものを設けること。
  - 六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二口に規定する防火設備で第百十二

条第十四項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

- 七階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- 2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。
  - 一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部(開口面積が各々一平方メートル 以内で、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設 けられたものを除く。)から二メートル以上の距離に設けること。
  - 二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。
  - 三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。
- 3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。
  - 一 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは 排煙設備(国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)を有する付室を 通じて連絡すること。
  - 二 階段室、バルコニー及び付室は、第五号の開口部、第七号の窓又は第九号の出入口の部分(第百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降口ビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
  - 三 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、か つ、その下地を不燃材料で造ること。
  - 四 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する 照明設備を設けること。
  - 五 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々 一平方メートル以内で、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸 であるものが設けられたものを除く。)は、階段室、バルコニー又は付室以外の当 該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築 物の部分の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル 以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただ し、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
  - 六 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設け ないこと。
  - 七 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
  - 八 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を 設けないこと。
  - 九 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備 を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けるこ と。
  - 十 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十一 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五 階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積(バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積)の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一(い)欄(一)項又は(四)項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

# ◎医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)(抄)

- 第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。
  - 一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、 危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、第 四章に定めるところによること。
  - 二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二に 規定する病室にあつては、地階に、主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第 二百一号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造(建 築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とする場合は、第 三階以上に設けることができる。
  - 二の二 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
  - 三 病室の床面積は、次のとおりとすること。
    - イ 病院の病室及び診療所の療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、 患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。
    - ロ イ以外の病室の床面積は、内法による測定で、患者一人を入院させるものにあっては六・三平方メートル以上、患者二人以上を入院させるものにあっては患者 一人につき四・三平方メートル以上とすること。
  - 四 小児だけを入院させる病室の床面積は、前号に規定する病室の床面積の三分の二 以上とすることができること。ただし、一の病室の床面積は、六・三平方メートル 以下であつてはならない。
  - 五 機械換気設備については、感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること。
  - 六 精神病室の設備については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講ずること。
  - 七 感染症病室及び結核病室には、病院又は診療所の他の部分及び外部に対して感染 予防のためにしや断その他必要な方法を講ずること。
  - 八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。
  - 九 前号に規定する直通階段の構造は、次の通りとすること。
    - イ 階段及び踊場の幅は、内法を一・二メートル以上とすること。
    - <u>ロ けあげは○・二メートル</u>以下、踏面は○・二四メートル以上とすること。
    - ハ 適当な手すりを設けること。

- 十 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、第八号に規定する直通階段のうちの一又は二を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 十一 患者が使用する廊下の幅は、次のとおりとすること。
  - イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、 一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法に
    - よる測定で、二・七メートル以上としなければならない。
  - ロ イ以外の廊下 (病院に係るものに限る。) の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下 (病院に係るものに限る。) の幅は、内法による測定で、二・一メートル以上としなければならない。
  - ハ イ以外の廊下(診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・ ニメートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下(診療所に係るもの に限る。)の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。
- 十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、必要な消毒設備を設けること。
- 十三 歯科技工室には、防塵設備その他の必要な設備を設けること。
- 十四 調剤所の構造設備は次に従うこと。
  - イ 採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
  - ロ 冷暗所を設けること。
  - ハ 感量十ミリグラムのてんびん及び五百ミリグラムの上皿てんびんその他調剤 に必要な器具を備えること。
- 十五 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 十六 消火用の機械又は器具を備えること。
- 2 前項に定めるもののほか、病院又は診療所の構造設備の基準については、建築基準 法の規定に基づく政令の定めるところによる。

#### (放射線治療病室)

- 第三十条の十二 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素 素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室(以下「放射線治療病室」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 画壁等の外側の実効線量が一週間につきーミリシーベルト以下になるように画 壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若 しくは停在することのない場所であるか又は放射線治療病室である画壁等について は、この限りでない。
  - 二 放射線治療病室である旨を示す標識を付すること。
  - 三 第三十条の八第六号から第八号までに定めるところに適合すること。ただし、第 三十条の八第八号の規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具によ り治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。

# ◎特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号)(抄)

(設備の基準)

- 第十一条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
  - 一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を 二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満た すこと。
    - イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - ロ 第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、 昼間及び夜間において行うこと。
    - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との 連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
  - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室 等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及 び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。
  - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的 な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次 の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。
  - 一 居室
  - 二 静養室(居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養さ

せることを目的とする設備をいう。以下同じ。)

- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 介護職員室
- 十 看護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 居室
    - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
    - ロ地階に設けてはならないこと。
    - ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
    - ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
    - ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - へ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるよう にすること。
    - ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
    - チブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### 二 静養室

- イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- ローイに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。

#### 三 浴室

介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

- 四 洗面設備
  - イ 居室のある階ごとに設けること。
  - ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

#### 五便所

- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

#### 六 医務室

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所と

すること。

- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 七 調理室火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

## 八 介護職員室

- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- ロー必要な備品を備えること。
- 九 食堂及び機能訓練室
  - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した 面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支 障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
  - ロー必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、 三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設 けられる居室、静養室等については、この限りでない。
  - 一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有 効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必 要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有 すること。
  - 二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路 の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - 三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭 和二十五年政令第三百三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備(以下 「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めると ころによる。
  - <u>一</u> 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
  - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - 三の廊下及び階段には、手すりを設けること。
  - 四階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - 五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。た だし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

◎認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成 13 年 3 月 29 日 雇児発第 177 号 各都道府県・指定都市・中核市市長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(抄)

保育需要の増加や多様化等への対応については、新エンゼルプラン(平成 11 年 12 月 19 日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治 6 大臣合意)等に基づき、保育施策の拡充に御尽力いただいているところである。

ベビーホテル等の認可外保育施設については、昭和56年の児童福祉法の改正により、 行政庁の報告徴収及び立入調査の権限が規定され、これらに基づき、指導監督に配意願 ってきたところであるが、今般、より効果的な指導監督を図る観点等から、別紙のとお り「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、より適切な指 導監督が図られるようお願いする。

なお、認可外保育施設、特にベビーホテルの問題は指導監督の問題だけではなく、認可保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービスの提供と大きくかかわるものであり、特にベビーホテルの多い地域におかれては、地域の保育需要について適切な把握に努めるとともに、その需要に応じた保育施策の推進に御尽力いただきたい。

この通知は、平成13年4月1日から施行し、これに伴い、「無認可保育施設に対する 指導監督の実施について(昭和56年7月2日児発第566号厚生省児童家庭局長通知)」及 びこれに基づく通知(「認可外保育施設に対する指導監督の強化について(平成12年4月 14日児保第18号厚生省児童家庭局保育課長通知)」は、廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定 する技術的な助言に当たるものである。

(別 紙)

# 認可外保育施設指導監督の指針

#### 第1 総則

#### 1 この指針の目的及び趣旨

この指針は、児童福祉法等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育 内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公 表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるもので あること。

なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を満たすことが望ましいものであること。

# 2 この指針の対象となる施設

この指針の対象となる施設は、児童福祉法第 39 条[保育所の定義]に規定す

る業務を目的とする施設であって第 35 条第4項の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を受けていないものをいい、第 58 条の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を取り消された施設を含むものであり、第 59 条の 2 により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。(児童福祉法第 59 条第1項参照)

#### (留意事項1)幼稚園が行う預かり保育の取扱い

幼稚園が、幼稚園教育要領に基づき実施する活動は、預かり保育(教育時間の前後に希望する者を対象に行う教育活動)も含め、児童福祉法の対象外である。

3歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、児童福祉法第39条第1項に 規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超 える活動については、児童福祉法の対象となるが、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導 の一環として指導を行うものである。

#### (留意事項2)教育を目的とする施設の取扱い

幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、児童福祉法上の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

#### 3 指導監督の事項及び方法

#### (1) 指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができること。

(留意事項3)認可外保育施設については、児童福祉法の他、消防法、食品衛生法、労働基準法等 関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められているこ とにも留意すること。

#### (2) 指導監督の方法

指導監督は、第2から第6までに定めるところに従って、行うものであること。

#### 4 認可外保育施設の把握

### (1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること。

#### (留意事項4) 市区町村との協力の例

- ・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
- ・市町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供。

#### (参照条文) 児童福祉法第59条の2の6

都道府県知事は、第59条、第59条の2及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

#### (留意事項5)消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第19条に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第29条第3項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

#### (2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、 設置について情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び 内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守 を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、 法令に定める届出を行うよう指導すること。

様式1及び様式2参照

#### (留意事項6) 届出制の意義

行政が認可外保育施設の把握を効率的に行い、指導監督の徹底を図るとともに、利用者に施設の情報を適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、利用者の施設選択を通じた悪質な認可外保育施設の排除を図る。

#### (留意事項7) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とす

る施設(少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く)であって同法第35条第4項の認可を受けていないものとする。(児童福祉法第59条の2第1項参照)

届出対象施設は児童福祉法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、 児童福祉法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年 の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられてい る。

なお、以下の施設は届出の対象外とされているが、これらの施設についても児童福祉法第 59条の指導監督の対象であることはいうまでもない。

①1日に保育する乳幼児が5人以下の施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

(乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。以下②~⑤も同じ。) (その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として1日6人以上の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。以下②~⑤も同じ。)

- ②事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。
- ③事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。
- ④健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。
- ⑤店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設であって、当該顧客の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

(例:デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設 であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受け る間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

- ⑥親族間の預かり合い(設置者の四親等内の親族を対象)
- ⑦児童福祉法第34条の14第1項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設® 半年を限度として臨時に設置される施設(例:イベント付置施設等)
- ⑨幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設(同一敷地内等)

#### (留意事項8) 届出事項

- 施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容(サービスの内容の例:月極保育、一時保育、24時間保育等)
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項(利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。)
- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数 (一時預かりの乳幼児も含む)
- 入所定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数(当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。)及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額(加入の有無、加入している保険の種類(損害賠償保険・傷害保険・その他)、契約期間、給付対象、補償上限額)
- 提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

## (3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

様式3及び様式4参照

#### (参照条文) 児童福祉法第62条の2

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

#### (留意事項9) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第206条~第208条の2による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県 等が通知することとなる。 (4) 市町村に対する届出事項の通知

認可外保育施設から届け出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届け出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知すること。(児童福祉法第59条の2第3項参照)

- 第2 通常の指導監督 (略)
- 第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 (略)
- 第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (略)
- 第5 緊急時の対応 (略)
- 第6 情報提供 (略)
- 第7 雑則 (略)

(別 添)

# 認可外保育施設指導監督基準

(注)	の枠外が指導監督基準であり、	,	の枠内がその考え方で
L!		L	
ある。			

- 1 保育に従事する者の数及び資格 (略)
- 2 保育室等の構造設備及び面積 (略)
- 3 非常災害に対する措置
- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
  - 消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
  - (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
    - 児童福祉施設最低基準第6条
    - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対す る不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
    - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
  - 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必

要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及び口をいずれも満たさない場合においては、3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

- イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に 規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
- ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い) 欄及び(ろ) 欄に掲げる施設 又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
- (い) ①屋内階段
  - ②屋外階段
- (ろ) ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3 項に規定する構造の屋内特別避難階段
  - ②待避上有効なバルコニー
  - ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに 準ずる設備
  - ④屋外階段
- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
  - ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
  - ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
  - ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、 その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火 設備とすること。
  - ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
  - ⑤その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、 乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ず出入口のある階)と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。
- (2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
  - イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
  - <u>ロ</u> 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い) 欄及び(ろ) 欄に掲げる施設 又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

- (い) ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3 項に規定する屋内特別避難階段
  - ②屋外階段
- (ろ) ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3 項に規定する構造の屋内特別避難階段
  - ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる 設備
  - ③屋外階段
- ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防 火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通 する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているこ と。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。
  - ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
  - ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置

が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置 が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区 画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、 乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理 室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置(レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等)を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置(不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等)の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、 空気の流量を調節するための装置である。
- ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- へ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。
- ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
- 防炎物品の表示方法(消防法第8条の3)

消防庁認定

認定番号

防炎

防火対象物において使用する防炎対象物品について、防火 対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理 がされていることがわかるようにしておく必要があること。

- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
  - <u>ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設</u> 又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

- (い) ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定 する構造の屋内特別避難階段
  - ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
- (ろ) 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外階段
- ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防 火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通 する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているこ と。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。
  - ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
  - ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合
- ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- へ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
- 5 保育内容 (略)
- 6 給食 (略)
- 7 健康管理・安全確保 (略)
- 8 利用者への情報提供 (略)
- 9 備える帳簿 (略)

#### 標準様式 (略)

# ◎認可保育所と認可外保育施設の設置基準等について

	認可保育所	認可外保育施設
職員	・配置基準	・ 主たる保育時間 11 時間について
	(児童):(保育士)	は、最低基準に規定する数以上、11
	0歳児 3 : 1	時間を超える時間帯については、現
	1・2歳児 6 : 1	に保育されている児童が1人であ
	3 歳児 20 : 1	る場合を除き、常時2人以上の配置
	4 歳児 30 : 1	が必要
		・ 保育者の3分の1以上が保育士又
	・保育士のみ	は看護師資格が必要
設備	○2歳末満	・ 保育室 1.65 m²/人
	・ 乳児室 1.65 ㎡/人	・調理室、便所
	<ul><li>ほふく室 3.3 m²/人</li></ul>	
	・ 医務室、調理室、便所	
	○2歳以上	
	・ 保育室又は遊戯室 1.98 m²/人	
	• 屋外遊戲場 3.3 m²/人	
1 분 생 ((	・調理室、便所	<b>冰上</b> 田目 北 <b>尚</b> 日 <b>放 5</b>
非常災害に対	・消火用具、非常口等の設置	・消火用具、非常口等の設置
  害に対  する処	・ 定期的な訓練の実施	・ 定期的な訓練の実施
保育室	<ul><li>転落防止設備</li></ul>	• 転落防止設備
等を2	村口のユー以加	拉拉克的工业人間
階以上	   ○保育室等を2階に設ける場合	○保育室等を2階に設ける場合
に設け		・ 耐火建築物又は準耐火建築物
る場合	<ul><li>以下の施設・設備を一つずつ</li></ul>	<ul><li>以下の施設・設備を一つずつ</li></ul>
の条件	常用)屋内階段、屋外階段	常用)屋内階段、屋外階段
	避難用)屋外階段、傾斜路等、特別	避難用)屋外階段、傾斜路等、屋内
	避難階段に準じた屋内避難階段	避難階段又は特別避難階段、待避
	又は特別避難階段、待避上有効な	上有効なバルコニー
	バルコニー	
	○保育室等を3階以上に設ける場合	○保育室等を3階以上に設ける場合
	• 耐火建築物	• 耐火建築物
	・ 以下の施設・設備を一つずつ	・ 以下の施設・設備を一つずつ
	(3階)	(3階)
	常 用)屋内避難階段又は特別避難	常 用)屋内避難階段又は特別避難
	階段、屋外階段	階段、屋外階段
	避難用)屋外階段、傾斜路等、特別	避難用)屋外階段、傾斜路等、屋内
	避難階段に準じた屋内避難階段	避難階段又は特別避難階段
	又は特別避難階段	

	(4階以上)	(4階以上)
	常 用)屋内避難階段又は特別避難	常 用)屋内避難階段又は特別避難
	階段、屋外避難階段	階段、屋外避難階段
	避難用)屋外避難階段	避難用)屋外避難階段
	・ 調理室の防火区画(自動消火装置	・ 調理室の防火区画(自動消火装置
	等が設置されている場合の特例あ	等が設置されている場合の特例あ
	り)	<b>り</b> )
	• 非常警報器具	• 非常警報器具
	・ カーテン等の防炎処理	・ カーテン等の防炎処理
児童の	○保育所保育指針に従う。	○保育所保育指針に準じる。
処遇		
運営費	・保育所運営費の支弁の対象	・原則として運営費への補助はない
等	・施設整備費等の補助あり	(保護者からの保育料で運営)
		・施設整備費等の補助なし
施設数	・施設数 24,038 カ所	施設数 7,739 力所
等	・利用児童数 2,219,581 人	入所児童数 184,959 人
	(平成 25 年 4 月現在)	(平成24年3月現在)
		※事業所内保育施設を除く

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準を満たすことが望ましい。